

発行責任者：中島茂樹（代表／法学部）

連絡先：snj@law.ritsumeai.ac.jp

あるべき総長像の議論の活性化のために

——総長選挙に向けた問題提起（その1）——

2010年10月6日

「総長公選制を実現し、学園民主主義を創造する会」

はじめに

「実現する会」は、この間、立命館民主主義の新たな次元での再生・創造に心を寄せる圧倒的多数の教員・職員の支持の下、事実上の理事長による任命制から民主的な公選制への全面的転換を図る総長選挙規程の制定に尽力し、現在、その規程の下で総長選挙が執り行われる運びとなっている。しかし、総長選挙の制度的仕組みを整えただけで、全構成員自治の趣旨に従った民主的な選挙が自動的に達成されるわけでないことはいうまでもない。立命館学園が現在直面しているもろもろの課題について、各選挙区において議論が民主的かつ十全に尽くされ、その延長線上で総長が選出されることが求められるが、そのためには、あるべき総長像を示し、これをめぐって全学で論議することが不可欠である。

以下、このような議論を全学で活性化させるきっかけとなることを期待して、「実現する会」は、総長選挙をめぐって検討されるべき論点と新総長が取るべき立場とについて全学に問題を提起するものである。今回は、ガバナンス問題、教学問題、学費・奨学金問題を中心に提言を行うものとした。

Ⅰ 立命館学園における総長の位置づけと今次総長選挙の意義

1) 「教学優先」の立場を貫ける総長

総長は、「この法人の設置する学校その他一般教学に関する事項を総括する」（寄付行為6条）存在である。総長は、学園執行部の一員として、「全構成員自治」を維持・発展させるとともに、これと密接不可分の関係にある「教学優先」の立場を法人経営において貫ける者でなければならない。本学園が現在直面する諸問題の多くは、この間の学園執行部における場当たりの拡張主義の矛盾が顕在化したものとみることができる。今回選ばれる総長は、学園執行部の内にあって、経営優先的傾向に歯止めをかけることができる者でなければならない。

2) 民主的なリーダーシップを発揮できる総長

本年4月に成立した学校法人立命館総長選挙規程は、それ以前の、「理事長の、理事長による、理事長のための」総長選任の仕組みを根本から否定し、全学構成員自治に基づく総長選挙を可能にするものである。

この間続発した一連の不祥事、なかんずく、①理事長・総長に対するお手盛りの退任慰労金大幅増額支給決定（川本理事長〔当時〕＝1億2,000万円、長田総長〔当時〕＝4,000万円）、②評議員選挙における職制による不正な投票誘導、③学校法人慶祥学園との合併時の覚書（1995年）における学校法人慶祥学園理事長およびその配偶者への労働実態を伴わない報酬支給の問題、いわゆる「足羽問題」等、を通じて学園執行部と一般教職員との間の信頼関係は破壊された。「全構成員自治」と「教学優先」を貫き、信頼関係を回復できる総長が選らばれるかどうかは、今次総長選挙の最大の焦点である。

また、新中期計画や新キャンパス問題等、今後の学園の方向性についても議論が十分に尽くされたとはいえない。これらの問題についても、「全構成員自治」と「教学優先」の原則を踏まえて、民主的なリーダーシップを発揮できる総長が求められている。

II 新キャンパス問題

1) グランドデザインなき茨木キャンパス取得の白紙撤回

本年7月末に全学に提起された茨木キャンパス取得構想は、以下の点に明らかなごとく、言葉の本来の意味でのキャンパス問題の解決に値する構想案の体をなしていない。

- (1) 衣笠キャンパス狭隘化を招いた無原則な拡大膨張路線に対する総括の欠如
- (2) 新キャンパス取得の前提に据えられるべき、学園規模や学園としての一体性確保の方策を含む大学全体の将来像に関するグランドデザインの欠如
- (3) 教学問題・教育の質保障としてのキャンパス問題把握の欠如
- (4) 財政、事務体制、学生の課外活動への影響を含む、移転にかかる費用と負担の過少見積もり
- (5) 今次提起の直接の契機であったはずの衣笠キャンパス狭隘化を解消する見通しの欠如
- (6) 教学上の必然性に基づかない規模拡大・新学部構想を誘発する危険性
- (7) キャンパス問題に関する全構成員の「参加・参画」による議論が保障されていないこと

したがって、10月下旬に総長選挙を控えている現在、理事会の財政シミュレーションによってすらも、学園の帰属収入から消費支出を引いた帰属収支差額が、2009年の100億円のプラスから、2020年の約5億円のマイナス（支出超過）へと急速に悪化するとき、大規模な投資の判断は不適切であり、これは、選挙で選ばれた新体制の下で判断すべきものとして、白紙撤回されるべきである。

2) 学園の英知を結集したキャンパス問題の解決

8月27日の新聞報道以降、この新キャンパス構想は、立命館による大阪進出戦略の一環として説明されているが、大阪進出戦略については、全学の合意どころか、全学への提起さえなかった。この、本来は新中期計画において議論されるべき事柄が、何の前触れもなくマスコミの報道によって明らかになったということは、現総長がしきりに強調していた「参加・参画」による中期計画の策定という言説が虚言であったことを示している。学園執行部が学園構成員との信頼関係を回復させるためにも、今次提起は撤回されなければならない。

なお、新キャンパスの必要性、立地、規模等については、中期計画検討委員会において将来の学園のグランドデザインを固めたのち、それとの関わりにおいて、また、十分な情報の開示の下で議論されなければならない。京都市山ノ内浄水場跡地についても、一つの選択肢として検討対象に含めるべきである。

Ⅲ 学園の管理・運営のあり方

1) この間の管理・運営の問題性

全構成員自治の具体化としての、学部長理事制度、総長公選制、全学協議会、業務協議会を尊重し、その実質化を図る必要がある。そのこと自体を否定する者は少ないであろうが、問題は、2004ないし2005年以来今日に至るまでの学園の管理運営の問題性をどのように分析し、そのうえで、どのように改革の道筋を描くかにある。

2004ないし2005年以来今日に至るまでの学園の管理運営の問題性は、次のように表現できるであろう。すなわち、民主的正当性において重大な欠陥のある理事長・総長とこれを取り巻く学園執行部が、彼らのみによって構成される常務理事会（常務会）を設置して、これをインナー・キャビネットないし重臣会議として運用し、合議制議決機関としての常任理事会ならびに教授会を諮問機関化、すなわち学部長理事制を形骸化し、教員・職員の大学の管理運営に関する発言力を抑圧してきた、と。

もっとも、強大な発言力・影響力を持った特定の人物が経営の第一線を退いた後は、合議体としての常務会は形骸化してきており、学園執行部内においてリーダーシップ不在の状態が現出している。かような状況では、特定の役職者が、学園全体の政策の整合性を考慮せずに個別に問題进行处理する傾向が強まり、全体としては誰も責任を取らないという、一経営体の存立にとってきわめて憂慮すべき事態となっている。

このような状況に鑑みれば、「全構成員自治」と「教学優先」の原則を踏まえながら民主的なリーダーシップを発揮できる総長を選び、その下で、現在の学園の管理・運営に係る諸問題について徹底的な総括・検証を行うことが必要である。

2) この間の不祥事の徹底した検証

昨年の10月に全学討議に付された「学園ガバナンスの総括と今後の課題について―学園運営の改革に関する検討委員会報告―」および「信頼関係の構築にむけた常任理事会の取り組みの経過と今後の学園創造論議について」は、この間の管理運営に関わる不祥事を十分に総括したものとはいえない。とりわけ、①2007年の理事長・総長に対するお手盛りの退任慰労金大幅増額支給決定（川本理事長〔当時〕＝1億2,000万円、長田総長〔当時〕＝4,000万円）、②2007年の評議員選挙における職制による不当な投票誘導、③本年になって発覚した学校法人慶祥学園との合併時の覚書（1995年）における学校法人慶祥学園理事長およびその配偶者への労働実態を伴わない報酬支給の問題（いわゆる「足羽問題」）は、学園の民主的管理・運営の観点から看過できない重大な問題を含んでおり、学校法人の社会的説明責任の観点からも、具体的な責任の所在も含めて徹底的な解明がなされなければならない。そのために、常任理事会の下にそれぞれの不祥事に即して検証委員会が設置されるべきである。

3) 一時金訴訟団との和解に向けた取り組み

2005年以来の一時金一か月分カットは、何ら合理的な根拠はなく、学園執行部と一般教職員との間の信頼関係破壊の先駆けとなった。信頼関係回復のために、早急に、一時金一か月分カットの撤回に向けた実効的な和解協議を訴訟団との間で行うべきである。

4) 理事長および総長のリコール制度等

中長期的課題として、立命館大学以外の大学および学校における全構成員自治の具体化、さらには、総長・学長一体制の是非、理事長の選び方、理事長のリコール制度の具体化も検討を始めなければならない。

IV 教学問題（大学）

1) 教学の「質」の改善

各学部・大学院の改革のあり方は、基本的には、各学部が自主的に決定するのが本来の筋である。しかし、この間、全学共通の課題として、学生の基礎学力問題を含む初年次教育の課題、キャリア意識の形成の課題、教育課程全体の目標設定とそれに到達する手段としてのカリキュラムの体系化や各科目の位置づけの明確化の課題、国際化の課題等が浮上してきている。これら諸課題に対処するための教学改善の具体的な方向性は学部・大学院によって様々であろうが、個々の学生のニーズにきめ細かく対応した指導の必要性は全学で共有されつつある。しかし、現状では、そのための物的・人的条件が決定的に不足している。これこそが、教学の「質」の改善のために全学が何よりも優先的に取り組むべき課題である。

2) 教員対学生比率（ST比）

より具体的には、ST比を、10年間で、たとえば教員一人当たり40人（卒論必修化が可能な数値）あるいは、それ以下に抑えることが目指されなければならない。そのための手段として、まず、現行の学生定員を当面の上限として、これ以上に定員を増やさないことを全学で確認すべきである。次に、各学部・大学院が、改めて当該学部・大学院の教学的観点からみた適正規模を議論することを呼びかける。ここでは、学生定員を減らす方向をも含めて検討が行われることが期待される。最後に、学生定員に関する議論を前提に新たな教員組織整備計画に早期に着手する。教学担当常務理事が組合との関係で約束した現行教員組織整備計画の前倒し実施は、この観点から歓迎されるべき提案である。

3) 新学部・新学科の設置問題

新学部・新学科の設置については、必ずしも全面的に否定するものではないが、政策の優先順位は、あくまでも既存学部・大学院の教学の「質」の改善におかれなければならない。新学部・新学科の設置は、既存学部・大学院の教学の内発的発展の延長線上にその必要性が認められ、かつ、学生定員の純増を伴わない場合に限定されるべきである。

V 新中期計画

上記の教学課題で述べた点を含めて、中期計画第2～第5委員会の報告の中には、教学の実態に根差した切実な課題が多く含まれている。学園の全体像を考える上で、中期計画第2～第5委員会の報告はたたき台として有用であり、これらの報告をうけて第1委員会では、学園規模も含めてグランドデザインを示すための議論を早急に再開すべきである。

VI 学費・奨学金政策（大学・大学院）

1) 学費・奨学金問題についての立場

高等教員を受ける機会が実質的に保障されているかどうかは、その人の人生を左右する重要な要因となっている。我が国においても、学費ローンへの依存が深刻な社会問題となる兆しがある。このような情勢においては、前途有為な若者に高等教育の機会を実質的に保障することは国および高等教育機関の社会的使命でなければならない。もちろん、立命館学園のみの力で問題を解決できるわけではないが、立命館学園全体がそのような問題意識を共有し、それを理念として掲げる意味は少なくない。そこで、立命館学園としても、高等教育を受ける機会の実質的機会均等の観点から、学費・奨学金政策を見直すべきである。

2) 学費の現状

この間の立命館大学の学費の状況は以下のようなものである。

- (1) 社系学部学費（納付金、係数1の学部）は1995年＝100とすると、2005年120.4、2010年127.0であり、理工系学部も95年＝100とすると05年120.6、10年124.8

と急激に上昇している。

- (2) 全国の私大学費（授業料）の平均は 1995 年＝100 とすると、2005 年 114.1、2009 年 116.5 であり、国立大学授業料は 1995 年＝100 とすると、独立行政法人化により 2005 年 126.9 にまで上昇したが、2009 年は 127.8 とほとんどストップ状態にある。
- (3) また、本学においては、学費係数＝1 の学生数は全学生数の 30%弱にとどまっており、文社系学部でも多くの学部において 100 万円を大幅に超えている。

3) 学費改定方式、「係数」の見直し

以上のような現状を踏まえると、学園規模・学園将来構想を含む全学的な議論と合意を踏まえつつ、来年度の全学協に向けて、学費改定方式および学部ごとの「係数」の見直しに早急に着手しなければならない。その際、父母の収入、他大学の状況をにらみながら、学費の引き下げも選択肢として考慮する必要がある。大学院学費については、他大学に比べてかなり高いことから、引き下げを早急に検討しなければならない。

4) 新中期計画「中間まとめ」の問題点

2011 年度学費に関して、理事会は他大学の状況などを視野に入れて「据え置き」としたが、「新中期計画」第 1 委員会「中間まとめ」文書は、学費は「現行水準を基本とする」と記しているだけで、具体的な学費政策は提起されていない。学費問題に対する真剣な取り組みに欠けているといえよう。

5) 学費に関する説明責任

また、上記と並行して、公共的性格を有する学校法人の社会的責任の問題として、学費の諸項目が、具体的に、何にどれくらい使われるのかについての十分な説明責任を果たす必要がある。

6) 奨学金政策

厳しい経済状況を踏まえ、現行の「育英的奨学金」重視政策の見直しを図り、「経済支援的奨学金」制度を現実に即して充実させていく必要がある。現在、「新中期計画」第 3 委員会において議論が進められているが、その方向性を受けて早期に具体化を図っていかねばならない。またそのためにも、父母・学生の経済実態をリアルに把握し分析を進めていく必要がある。

7) 公費助成運動

私学における学費問題は個別学園のみでは解決できない課題だからこそ、本学では 1970 年代より全国の大学に先駆けて、理事会・教授会・院生協議会・学友会・教職員組合によ

って構成される「公費助成推進のための全学連絡協議会」（全学公助連）を立ち上げ、公費助成運動を恒常的に展開してきた。だが、この間の理事会は、様々な理由をあげて公費助成署名の取り扱い団体となることを避けてきた。これを改め、学内諸団体とともに、公費助成運動に積極的に取り組んでいかねばならない。

VII 附属校・提携校政策

1) 附属校・提携校政策の検証

附属校・提携校政策は、立命館学園全体にとって極めて重要な教学課題であることを強調しなければならない。この間、附属校の多校化、小学校の附属校の多校化、小学校の開設、提携校の拡大など、初等中等教育分野の規模拡大が行われてきたが、経営主導のもとに推進された経緯があり、教育の「質」向上の視点からの検証・総括が不可欠である。特に、提携校の選択に関して教学機関での十分な検討を保障しなかった手続上の問題点については厳正な総括と教訓化、責任の所在の明確化が必要である。

本来は、新中期計画策定の中で附属校・提携校政策の課題を個別に総括し次期の政策方針を立てるべきであったが、現実にはそれがなされていない。附属校と大学の教職員との双方から構成されるワーキング・グループを新中期計画検討委員会のもとに早急に設置すべきである。

2) 附属校の課題

その中で、附属校に関しては、専任率の低さ、教員の持ち時間の改善、少数職種への専任教員配置、高大接続・学部選択を含む進路指導体制強化のための事務体制整備が論点となるであろう。提携校に関しては、この間の提携校政策の総括を踏まえながら、「提携」の教学上の意味の問い直し、大学の入試政策全体の中での位置づけが問われるであろう。

上記諸論点について全学合意がなされるまでは、附属校・提携校に関して新たな展開は行ふべきではない。また、現提携校との関係においても、受入れ数の確保を優先するのではなく推薦される生徒の質について厳正に問う必要がある。

3) その他の緊急課題

その他の緊急課題としては、立命館慶祥高校の入学者確保が焦眉の課題であり、早急に対策を立てなければならない。

なお、今次総長選挙をめぐる論点は上記にとどまらない。他に、少なくとも、財政課題、学生課題、課外活動課題、APU課題が欠かせない。「実現する会」は、順次、残された論点についても問題提起を行う予定である。

以上